

2006年3月31日

## 金利規制及び貸金業制度に関する日弁連の意見について

日本弁護士連合会

上限金利引き下げ実現本部  
本部長代行 宇都宮 健児

### 1 金利規制について

緊急の措置として、a.出資法の上限金利を利息制限法の制限金利にまで引き下げること、b.貸金業規制法43条を廃止すること、c.日賦貸金業者・質屋・電話担保金融に対する特例措置を撤廃すること、が必要である。そして最終的には、金利の上限規制を国内銀行貸出約定金利に連動させ、過去10年間の平均金利に6%程度上乗せした金額とするルールを実現すべきである。

<資金需要者の規模・属性別規制に対する反論>

資金需要者の属性や規模により規制を異にすると、規制の内容がわかりにくくなるとともに、当事者間の公平を害することにもなる。資金需要者が法人の場合であっても中小企業のような経済的基盤が十分でない業者も多く、現実に商工ローン被害も発生しているので、資金需要者が法人かどうかで規制に差異を設けるべきではない。

<書面要件緩和に対する反論>

書面要件の緩和は貸金業規制法43条適用の緩和化につながるが、そもそも同条を直ちに廃止すべきである。書面要件の緩和は、利息制限法適用の否定につながり多重債務者の経済的更生を損なうことになりかねない。

<書面交付のIT化に対する反論>

書面交付は、将来の紛争を防止し、債務者等を保護するためのものであり、特にみなし弁済の要件とされていることから、電子化をすべきではない。IT書面一括法が制定された際、貸金業については、契約をめぐるトラブルが多発しているという理由で対象外とされたが、その点は現在でも全く変わっていない。

1 につき、2003.7.18「出資法の上限金利引き下げ等を求める意見書」、2003.8.21「統一消費者信用法要綱案」、2005.1.20「消費者基本計画の策定に関する意見書」など。

1 につき、2003.3.12「貸金業に係る規制に関する調査事項に対する回答」

1 につき、2005.7.14「貸金業規制法『改正』に関する意見書

## 2 過剰与信の規制について

以下のような具体的基準を定めて、支払能力を超える与信（過剰与信）を禁止すべきである。

- (1) 金銭の貸付け及び販売信用を含む総債務に対する年間支払総額が手取年収の3割を超える与信
- (2) 無担保の貸付けにあつては、与信業者1社につき手取年収の1割又は50万円のいずれか低い方を超える与信
- (3) 与信業者1社につき1年間支払額が手取年収の1割を超える販売信用

与信業者は与信審査義務、与信調査記録の作成・保存・開示義務を負うものとすべきである。

過剰与信の禁止に違反した契約に対しては請求権制限の効果を設定すべきである。

2 ~ につき、2003.8.21「統一消費者信用法要綱案」など。

## 3 取立て規制

取立規制違反に対する制裁として請求権制限の効果を設定すべきである。

取立規制違反に対する制裁として付加金のような民事的制裁を与える制度を導入すべきである。

消費者信用取引上の債務に関して公正証書を作成する場合は、原則として消費者本人が公証人役場に出頭しなければならない（例外的に消費者が選任した弁護士又は消費者の親族に限って代理を認める）ものとし、これに違反して作成された公正証書は無効とすべきである。

消費者は監督官庁に対し取立規制違反の事実を申告して必要な措置を請求できるものとすべきである（職権発動を事実上促すだけでは不十分）。

3 につき、2003.8.21「統一消費者信用法要綱案」など。

## 4 開業規制について

営業保証金制度を導入すべきである。営業保証金の額は、主たる事務所及びその他の事務所ごとに貸金業者の取引の実情及びその取

引の相手方の保護を考慮して、政令で定める額とする（主たる事務所につき 1,000 万円、その他の事務所につき事務所ごとに 500 万円の割合による金額の合計額とするのが相当である）。

4 につき、2001.12.21「貸金業規制法の改正に関する意見書」、2002.11.22「ヤミ金融対策法の制定を求める意見書」など。

## 5 広告規制

広告における実質年率等の表示義務を設けるべきである。現行法は「貸付けの条件」を広告する場合に限って表示事項の規制を加えている（貸金業規制法 15 条）が、イメージ広告には安易な利用を助長する効果があるから、表示事項の規制を加えるべきである。

サラ金の利用は、借金感覚を麻痺させ生活破壊を招くおそれもある「有害商品」の側面があることから、安易な借金を助長したり、サラ金の危険性を告げないような広告は、不適正広告として規制する必要がある。

消費者団体に対して違法広告の差止請求権を付与すべきである。

5 につき、2003.8.21「統一消費者信用法要綱案」など。

## 6 勧誘規制

与信業者は、消費者の求めがない限り、電話・訪問・郵便・FAX 又は電子メール等により、信用供与取引の利用を勧誘してはならないものとするべきである。

与信限度額の一方向的な引き上げを禁止し、違反した場合は民事的効力として利息・違約金の約定を無効とする（期限利益は失わない）との制裁条項をもうけるべきである。

6 につき、2003.8.21「統一消費者信用法要綱案」など。

## 7 説明義務

契約書面には、利息制限法の具体的利率及び超過利息の支払義務がないことを記載すべきである。支払を受ける際には、制限利息額（具体的金額）及び超過利息を元本に自由に充当できることを説明・告知しなければならないものとするべきである。

貸金業者の取引履歴開示義務を法律上明記すべきである。

貸金業者の説明責任については、罰則による実効性の確保も必要である。

7 につき、2005.8.26「貸金業の規制等に関する法律施行規則の改正を求める意見書」  
7 につき、2003.3.12「貸金業に係る規制に関する調査事項に対する回答」、2005.3.18  
「貸金業関係の事務ガイドラインの一部改正（案）に対する意見書」など。  
7 につき、2005.3.18「貸金業関係の事務ガイドラインの一部改正（案）に対する意見書」

## 8 保証に関する規制

<p>消費者信用における個人保証契約を禁止すべきである。 事業者信用において個人保証が許される場合であっても、支払能力を超える保証契約の禁止と民事効果、一定期間内のクーリング・オフ付与などの規制を設けるべきである。 事業者信用において、主債務者の経営に直接関与していない個人の根保証を禁止すべきである。</p>
---

8 につき、2003.8.21「統一消費者信用法要綱案」、2005.1.20「消費者基本計画の策定に関する意見書」など。

## 9 消費者教育、カウンセリング

<p>学校や地域社会において多重債務問題に関する消費者教育を強化徹底することが必要である。</p>
---

9 につき、1999.5.21「多重債務者の救済と多重債務問題解決のための総合的施策を求める決議」

\* 上記で引用した日弁連の意見書は、いずれも日弁連のホームページに掲載されております。

<http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report>